

FAQ

変更点

Q	令和6年度の補助事業との変更点は？
FAQ	補助事業は、毎年見直しを行い、少しずつ変わっています。昨年度からの大きな変更点は下記です。詳しくは応募要領をご確認ください。 [海外アートフェア等参加・出展] ・「一般」「新進」ではなく、「区分A」「区分B」に分かれています。 ・「区分A」は、世界最大級のアートフェア（Art Basel[バーゼル、パリ、マイアミ、香港]）および Frieze Art Fair[ロンドン *Masters 含む、ニューヨーク、ロサンゼルス、ソウル]）への出展を通して、世界のアートシーンにおける我が国の現代美アートの評価およびプレゼンスを示し、我が国の現代アートの国際的な評価を高める活動を補助します。 ・「区分B」は、世界において数多開催されている海外アートフェア等への出展により、我が国の現代アートを世界に向け広く紹介するとともに、我が国の現代アートの作家の国際的な認知拡大・評価向上に資する企画性の高い展示内容による区分Aの対象アートフェア以外の海外アートフェア等への参加・出展を補助します。 [国際連携海外展] ・学術的価値の形成を担う海外の美術館や国際展で開催される、我が国の現代アートの評価を高めることに資する展覧会、我が国の現代アートの作家あるいは我が国を基盤に活動する現代アートの作家の国際的な評価を高めることに資する展覧会及び我が国の物故作家の国際的な評価を高めることに資する回顧展等の開催ならびに、展覧会を媒介に人材交流の機会となるシンポジウム等の開催を補助します。 [国際発信力のある国内企画展] ・国内で開催される、我が国の現代アートの作家の国際的な評価を高めるとともに、我が国に所在する美術館（アーティストが作品として設計した公園施設等を含む）の国際的なプレゼンスの向上並びに我が国を国際的なアートの発信拠点として成長させていくことに資する展覧会等を補助します。 [対象となる活動の実施期間] 国際連携海外展 → 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 国際発信力のある国内企画展 → 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 国際拠点化推進支援 → 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 [宿泊費] 国内外にでの宿泊費の上限が変わりました。地域別で上限額が異なりますので、各地域の金額は応募要領をご確認ください。

応募要領「Ⅰ．募集について」		
1	Q	自治体の場合は、どのような書類を出せばいいのか？
	A	自治体は対象外です。法人格を有するか、法人格を有する団体を中心とした実行委員会のみ応募可能です。
2	Q	文部科学大臣賞などを受けているが応募は可能か？
	A	可能です。
3	Q	今回応募予定の活動について、同一内容で他の補助金と重複して応募は可能か？
	A	本補助事業においては、補助を受けようとする同一内容の活動について、「文化庁が実施する他の委託事業及び補助事業」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国際交流基金との共同事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。
4	Q	補助を受けようとする活動の主体である申請者が、既に一次募集に採択されている。その場合、全く異なる活動（企画）であっても、主催団体が同じである場合、応募は可能か？
	A	補助を受けようとする活動の主体である申請者が、同一の活動において、重複して補助を受けることはできないため、ご応募をいただいても審査対象外です。ただし、我が国アートのグローバル展開推進事業においては、5つの活動「海外アートフェア等参加・出展（区分A）」「海外アートフェア等参加・出展（区分B）」「国際連携海外展」「国際発信力のある国内企画展」「国際拠点化推進支援」それぞれに対して同一申請者からの応募は可能であるため、例えば既に「国際発信力のある国内企画展」で採択されている申請者が、新たに「国際拠点化推進支援」に応募することは可能です。
5	Q	日本国籍のアーティストと外国籍のアーティストの二人展の場合は、『出展作家及び作品の2／3は我が国の現代美術作家・作品であること』と認められるか？2／3とは展示作品数や展示面積の割合か？
	A	展示作品数や展示面積の割合ではなく、あくまで作家の人数の割合です。例えば、作家3名中2名や、6名中4名の出展が必要です。日本国籍のアーティストと外国で活動する外国籍のアーティストの二人展は、「出展作家及び作品の2／3」という条件は満たしません。なお、「我が国の現代美術作家」は「海外で活動する日本国籍のアーティスト」や「日本で活動する外国籍のアーティスト」も含まれます。
6	Q	アーティストは長年日本を拠点にして活動をしているが、国籍は日本ではない。応募可能か。
	A	基本的には日本国籍の方だけでなく、日本を拠点に活動をしている方も対象ですが、詳細は応募される活動によって異なりますので応募要領をご確認ください。
7	Q	出展作家がまだ確定していない場合、応募は可能か？
	A	応募は可能ですが、応募時点での内容で審査が行われるため、出来るだけ詳細に記入してください。
8	Q	申請者は事業の主催者であるが、制作会社が費用を拠出するため、制作会社が応募することは可能か？
	A	事業の主体である団体のみ応募が可能です。
9	Q	実行委員会を組織する場合の要件は？
	A	中核となる団体が法人格を有することが必須条件です。詳細は応募要項を確認してください。応募時には、実行委員会及び中核となる団体の直近3か年の財務諸表又はこれに類する書類が必要となります。ただし、1会計年度のみ組織される実行委員会は、財務諸表の代わりに実行委員会の会計規則に基づく実行委員会の収支予算書でも可としますが、中核となる団体の財務諸表ならびに、実行委員会名義の銀行口座情報の提出は必要です。

10	Q	[海外アートフェア等参加・出展] 現代美術作家とは、現存作家のみか？
	A	海外アートフェア等参加・出展においては、存命、物故作家どちらも含まれます。それ以外の活動は要件が異なりますので、応募要領をご確認ください。
11	Q	[海外アートフェア等参加・出展] 事業収支（収入の部）の「売上収入」には、アートフェアへ出品する予定の作品（＝販売可能作品）の「全ての作品」の価格を記載するのか？出品予定作品のうち、売れることが見込まれる作品のみを記載するのか？
	A	アートフェアでの販売については、売れたり売れなかったりすることは承知しております。しかしながら、基本的には販売を目的としてご出展されると思いますので、販売予測を立てて計上してください。なお、当補助金は、フェアへの出展による販売のサポートではございません。あくまで、海外現地で行われる集客力のあるフェアを含むイベントに参加することによって、日本のアートのプレゼンスを高める（＝国際広報活動の一助）ことに対して補助をしているものですので、その点にご留意ください。
12	Q	[海外アートフェア等参加・出展]「会場設営費は、設営業者等に手配を行った場合のみ対象」との記載がありますが、個人事業主への支払については対象か？
	A	個人事業主の方が、事業とし設営業務を行っている場合は対象です。会場設営として申請団体がホームセンター等で購入した備品の計上や、ご友人のお手伝いなどは対象にできません。
13	Q	[海外アートフェア等参加・出展] 一次募集で「A アートフェア」出展予定で申請し採択されたとして、夏に「B アートフェア」への出展が決まった場合、一次の採択を辞退し、二次募集で「B アートフェア」出展で再度申請をしていいか？
	A	本補助金のルール上、一次で採択された場合、二次に申請されたとしても審査対象外になります。二次募集開始よりも前にご辞退いただいた場合は、ルールとしては二次にご応募いただけますが、一次を辞退して二次に応募したということ、どのように審査されるかは、わかりません。採択は、年度毎、1団体につき1事業（出展）に限ります（実行委員会等に参加する団体も同様）。
14	Q	[国際発信力のある国内企画展] 国内で行われる展覧会に所属アーティストが参加する。主催は自社ではなく別の団体だが、その主催団体から支給される作品制作費が足りないため、当社で応募したい。
	A	国内展覧会への「参加」は対象外です。あくまで展覧会を主催する団体への支援事業です。
15	Q	[国際発信力のある国内企画展]対象事業の主催者の「美術館」が申請したいと思っているが、当館の運営母体は「財団」であり、財務諸表や約款等は財団で作成している。財団の傘下に複数の美術館や組織が属しているが、振込先の口座は美術館名義だ。問題ないか？
	A	対象については、応募要領に記載の通りです。「美術館」が法人格を有しているのでしたら、対象となる者に含まれます。 なお、計上できる経費は応募団体から支出される経費のみですのでご注意ください。
16	Q	[国際発信力のある国内企画展]過去に、実行委員会や共催先を通じて申請し、採択いただいた実績があるが、それらも「採択実績」に記載するのか？
	A	「申請団体の概要」の「本事業における過去採択実績及び回数」ですので、申請団体として本補助事業において過去採択された実績があれば、記載してください。
17	Q	[国際発信力のある国内企画展]展覧会等開催実績と、国内における主な活動状況という欄がそれぞれ

		れあるが、「国内における主な活動状況」というのは、今回個展をされるアーティストの国内での活動状況か？
	A	「申請団体の概要」を聞いているものですので、申請団体の活動を記載してください。
18	Q	[国際発信力のある国内企画展]「国内外の交通費」は計上不可だが、これは海外在住の日本人アーティストの渡航費や、クーリエ他の招聘にかかる交通費を計上できない、という意味か？国内の交通費のみ除外されるという意味か？
	A	交通費は対象経費の項目に含まれていません。会場費、会場設営費、作品制作費、運搬費、雑役務費（翻訳費、国際広報費、記録費）が対象です。展覧会開催自体の補助が目的ではなく、国際発信力のある展覧会の国際発信への補助が目的です。
19	Q	[国際発信力のある国内企画展]展覧会カタログなどにおける翻訳費用が対象とされているが、カタログのデザイン費や印刷費、外部執筆者の原稿料、完成したカタログの海外への発送費などは対象か？
	A	雑役務費（翻訳費、国際広報費、記録費）が対象です。展覧会開催自体の補助が目的ではなく、国際発信力のある展覧会の国際発信への補助が目的です。
20	Q	国内アートイベントに「参加する」場合の参加費も補助の対象となるか？
	A	国内アートイベントへの「参加」は対象外です。あくまでアートイベントを開催する団体への支援です。
21	Q	[国際連携海外展] 自分は作家だが、法人格（※ギャラリーではない）を有して活動している。海外の美術館で展覧会（作品貸出だけではない）を予定している。その際の費用は対象か？応募可能か？
	A	日本に法人格を有する団体の活動は補助対象で、応募可能です。
22	Q	[国際連携海外展] 自分は作家だが、法人格（※ギャラリーではない）を有して活動している。自身が所属する海外のギャラリーが、海外のアートフェアに出展し自身の作品も出品される。その際の作品輸送費や渡航費・滞在費は対象か？
	A	日本に法人格を有する団体が補助対象なので、海外の法人（海外ギャラリー）は支援対象にはなりません。
23	Q	[国際連携海外展] 所属のアーティストが、海外の美術館で個展をする。主催は海外の美術館だが、応募可能か？
	A	「国際連携海外展」へは、海外の美術館主催の展覧会でも応募可能ですが、補助の対象団体は日本国内の法人か実行委員会に限られます。また、出展作家の過半数が存命であることも要件です。応募要領をご確認ください。

応募要領「Ⅱ. 補助対象経費等について」

1	Q	補助対象となる事業の対象期間はいつまでか？
	A	補助対象となる事業の対象期間は、 海外アートフェア等参加・出展：（一次募集）交付決定日から 12 月 31 日まで、二次募集は交付決定日から翌年 3 月 31 日まで。 国際連携海外展、国際発信力のある国内企画展、国際拠点化推進支援：交付決定日から令和 8 年 7 月 31 日まで。※二次募集の有無は予算の状況によります。 なお、補助対象となる経費は、採択後に通知される交付決定通知書に記載の「交付決定の日以降」に発生した経費のみです。交付決定日以前に発行された請求書は補助対象外です。
2	Q	予算の半額補助なのか、全額補助なのか？

	A	補助対象経費（消費税等仕入控除税額を控除した後の額）の半額補助です。ただし、補助対象経費の半額が上限金額を超える場合は上限金額までの補助となります。また、審査において減額査定を受ける場合があります。
3	Q	自治体の美術館の展覧会では、議会通過後に予算が下りるが、予算が下りた場合も補助を受けられるのか？
	A	補助対象に予算は関係なく、応募可能です。
4	Q	非課税・不課税がわからない。
	A	国外における支払いは日本の税（消費税）がかかりません。海外航空券（国内空港使用料以外）や、輸出入にかかる費用（通関書類作成料、トラック料等以外）は、非課税です。領収書等の支払い明細を確認のうえ、非課税・課税を計上してください。
5	Q	申請時に詳細情報が確定していない部分もある。すべて見積書を整える必要があるか？
	A	提出できるもののみに結構です。他は見込みで構いません。なお、採択された場合、応募申請時に提出した見積もりを精算時に提出することはできませんのでお気を付けください。募集要領をご確認ください。
6	Q	＜会場費＞助成対象期間に開催されるフェアの出展料の支払いが2回の分割払いのため、応募時には既に50%の出展料の支払いが完了している。出展料の前払い分（＝交付決定日以前の支払い）は補助対象か？
	A	交付決定日より以前の支払いは対象となりません。残り50%のお支払いが交付決定後であれば、その分は対象です。
7	Q	＜会場費＞フェア参加の申請料など、申込金は対象外だが、申込時に出展料のデポジットを前払いしている。支払日が交付決定日より以前なのだが、補助対象か？
	A	交付決定日より以前の支払いは対象となりません。
8	Q	＜会場費＞アートフェア出展の条件となる保険加入の料金は対象か？
	A	フェア出展の必須条件である場合に限り、対象です。任意保険は対象外です。
9	Q	＜会場設営費＞海外アートフェアの設営時に、ホームセンターや通販などで購入した物品も計上可能か？
	A	会場設営費は、設営業者等に手配を行った場合のみ対象です。ホームセンター等で、個人で購入した物品は対象外です。
10	Q	＜会場設営費＞海外アートフェアの設営時に、現地スタッフに作業依頼をした。作業補助は計上可能か？
	A	設営時および撤去時の作業補助は対象です。営業や販売の補助は対象外です。
11	Q	＜会場設営費＞イベントを主催する場合、会場の警備費は計上可能か？
	A	設営スタッフ費として計上可能です。
12	Q	＜運搬費＞海外現地での作品輸送にタクシーや配車サービスの使用は対象か？
	A	海外現地運搬費は、運送業者等に手配を行った場合のみ対象です。個人で運送する場合のタクシーや配車サービス、レンタカー等の搬入は、補助対象外です。
13	Q	＜運搬費＞作品を、航空機の預け手荷物で運ぶ際の超過料金は対象か？
	A	対象です。
14	Q	＜運搬費＞海外現地からの返却時の輸送が60日を過ぎる可能性があり、復路の運搬費の支払が60日以降になる場合は対象外か？

	A	60 日以内に復路の運搬も完了することが規定ですが、やむを得ない場合は事前にご相談ください。遅延した理由書の提出を求める場合があります。また、会計年度が終了する年度末は、支払が完了していない復路運搬費などの経費は、事業未完了と判断し対象外経費となります。
15	Q	＜運搬費＞会計年度末に開催予定のアートフェアへの参加において、復路の運搬費は補助対象外とのことだが、その場合、応募時点での対象経費には含めるのか、含めないのか？
	A	応募時点で対象外経費と確定している場合は、事業予算書の補助対象経費には含めないでください。ただし、全体の事業収支には記載してください。
16	Q	＜旅費＞渡航の際にビジネスクラス（プレミアムエコノミークラス）に搭乗した。計上可能か？
	A	ファーストクラス・ビジネスクラス・プレミアムエコノミー等は対象外です。エコノミークラスのみ補助対象です。
17	Q	＜旅費＞日付変更可能なエコノミークラス(例えば予約クラスが Y/B/M/K/V/T など)は補助の対象か？
	A	エコノミークラスであれば補助対象ですが、マイルの加算は不可ですので、ご注意ください。
18	Q	＜旅費＞PCR 検査の費用は対象経費か？
	A	医者に係る経費は対象外のため、検査後に医師から結果の説明を受ける PCR 検査（出入国に係る陰性証明書など）は、対象外です。
19	Q	＜旅費＞宿泊証明書を提出しなければいけないのか？
	A	宿泊施設に宿泊をした証明ができる書類、ホテルの請求書（宿泊日数、宿泊人数、金額がわかるもの）および領収書（支払いを証明するもの）などを提出してください。
20	Q	＜旅費＞フェア終了後に別都市/地域に立ち寄りたい。往路は開催地までの直行便だが、復路は経由地を含めた別経路の航空券を取得したい。この場合、復路は補助金の対象外か？
	A	募集要領に記載がある「補助対象事業以外のアートフェア等に出展した場合、その移動に係る（帰国含む）経費は計上不可。」にあたるため、対象外です。
応募要領「Ⅲ. 提出期間、提出先および応募書類について」		
1	Q	財務諸表は3年分必要ということだが、ギャラリー開業後まだ2年しか立っていない。また、書類を集めるのに時間がかかり、間に合わない場合は？
	A	揃えられる書類のみで審査を行います。必要書類が不足している場合は審査対象とならない場合がございます。
2	Q	申請にあたり要領が大きくてメールで送れない。どうすればいいか？
	A	大容量データ送信サービスは、文化庁のセキュリティ上、使用できません。メールに添付できるサイズに縮小し送付下さい。大きなファイルで送らなければならない場合は、ファイル共有ツール「BOX」を使用してください。
3	Q	（申請メールが事務局に届いていない）申請メールの送信記録が残っているので、申請を受理してほしい。
	A	メール送信における事故による未達においては、一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。なお、送信時と受信時に時間のずれが生じたときは、送信時の時刻を採用します。
応募要領「Ⅳ. 審査および審査結果について」		
1	Q	「交付決定日」は採択結果のメールを受け取った日か？

	A	交付決定日は、交付決定後にメールにて採択団体へ送付される「交付決定通知書」に記載される日付です。（一次募集の場合は、前年度１月～３月の間に募集しますが、交付決定通知は４月１日（新年度）以降になります。）
2	Q	交付決定された事業（海外アートフェア）への参加が不可となったが、別のアートフェアに参加することが決まったので、そちらに補助してもらいたい。計画変更は可能か？
	A	応募いただいた申請書の企画内容で審査を行い、その事業に対して補助金の交付が決定されます。よって、審査にかけられていない別のアートフェアについて補助することは出来ません。判明した時点で「【様式０７】補助事業中止（廃止）承認申請書（第１０条関係）」をご提出ください。
3	Q	出展作家を変更したい。変更承認申請は必要か？
	A	企画のメインとなる作家や、展示企画のコンセプトの変更に繋がるような変更の場合は、変更承認申請が必要です。判明した時点でご相談ください。事業終了後に判明した場合、交付決定の取り消しや補助金の一部を減額することがありますのでご注意ください。
4	Q	展覧会が好評で、展覧会期間を延長することになった。その場合は、変更申請が必要か？
	A	申請時の企画内容の大幅な変更になりますので、変更承認申請が必要です。
5	Q	海外に渡航する人数（海外から招聘する人数）が変わった。変更承認申請は必要か。
	A	渡航（招聘）の人数を変更し、補助対象経費の総額が、交付決定額の範囲内で補助対象経費の総額の２０％以上変わる場合は「【様式０４】補助事業内容変更承認申請書(第９条関係)」の提出が必要です。２０％以内の変更の場合は申請書の提出は不要です。
6	Q	補助対象経費の総額 20%の増減がある場合は変更承認申請が必要だが、各費目の 20%増減に関しても承認は必要か？
	A	各費目の増減に関しては、補助事業内容変更承認申請書の提出は不要です。
7	Q	補助対象経費の総額 20%の増減がある場合、増えた場合の増加分は支払われるのか？
	A	交付決定された金額が上限額のため、変更申請後に増加した分はお支払いできません。
8	Q	円安で応募時よりもレートが大きく変わっており、補助対象経費も増額の状況だが、変更承認申請は必要か？
	A	経費の増減について補助事業内容変更承認申請書の提出が必要な場合は、「補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、決定された交付額の範囲内で補助対象経費の総額の２０％以内の変更はこの限りとしない。」ですので、補助対象経費の総額が２０％以上変更する場合は、補助事業内容変更承認申請書の提出が必要です。
9	Q	採択された事業（海外の美術館と連携した展覧会開催）に作品の売買を伴う可能性がある。販売した際は、売り上げを収支に記入し、計画変更承認申請が必要か。
	A	「国際連携海外展」および「国際発信力のある国内企画展」は、展覧会開催への補助です。売買が行われる場合は補助事業対象外です。交付決定通知後に判明した場合は、交付決定を取り下げる場合があります。
応募要領「Ⅴ. 補助金交付までの流れ」		
1	Q	補助金の支払時期はいつごろか。また、概算払制度はあるか。

	A	補助金の支払時期は、原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定後となります。また、概算払いを申請した場合、財務協議のうえ概算払いの可否が決定されるので、必ず可能という約束はできません。補助金が支払われるまでは、経費を立て替えることとなりますので、御注意ください。
実施報告について		
1	Q	外貨で支払った場合の換算レートはどうなるか？
	A	外貨の円貨への為替レートは、「支払日の三菱UFJ銀行のT.T.Sレート」で換算の上精算します。支払日の三菱UFJ銀行のT.T.Sレートが分かる資料（WEBサイトの写し等）を、実績報告時に信憑書類として提出してください。ただし、実績報告時に、実際に支払った円貨が明らかな場合（銀行振込やクレジットカードの支払明細書や領収書などに記載がある場合）は、当該円貨額により精算します。支払明細書や領収書は、外貨請求額、換算レート、円貨支払額が明記されているものを提出してください。
2	Q	＜旅費＞領収書がない場合、支払明細（クレジットカードの明細等）で代替え可能か？
	A	支払明細のみでは、不十分です。内容や金額内訳が分かる書類を合わせて提出ください。なお、航空券に関しては、搭乗を証明できる書類（搭乗証明書、搭乗券の半券またはパスポートの出入国スタンプ等）も併せてご提出ください。
3	Q	＜輸送費＞①フェア会場から空港/港、②海上輸送、③国内入国後の倉庫までの輸送を、工程ごとに複数の運送業者に分けて依頼して問題ないか？
	A	複数の運送業者に依頼することは、問題ございません。ただし、精算は「業者に発注した内容が完了している分まで」の計上となるため、②海上輸送の場合、輸送の最中で作品が自社倉庫等まで到着していない場合は、完了とみなされず対象経費と認められないので、ご注意ください。
4	Q	応募する際に見積を取った。そのため見積書の日付が交付決定前だが、報告時に見積を取り直さなければならないか？
	A	請求書に内訳（請求明細）が記載されていれば、見積書は不要です。内訳のない請求書の場合は、内訳のわかる見積書が必要ですので、交付決定日以降の見積書を提出してください。
5	Q	実施報告書一式の送付先はどこ/誰か？
	A	文化経済・国際課 <kei-sai@mext.go.jp>と、担当者宛にメールでお送りください。大容量データ送信サービスは、文化庁のセキュリティ上、使用できません。メールに添付できるサイズに縮小し送付下さい。大きなファイルで送付が必要な場合は、ファイル共有ツール「BOX」を使用してください。